

## 令和元年度名古屋市教育委員会第9号議案

名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則案について

### 1 改正理由・内容

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、次の規則で定める様式等について所要の改正を行います。

ア 名古屋市教育委員会傍聴規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第22号）

イ 名古屋市教育委員会公印規則（昭和45年名古屋市教育委員会規則第12号）

ウ 名古屋市教育委員会聴聞規則（平成6年名古屋市教育委員会規則第24号）

エ 名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）

オ 名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第5号）

カ 名古屋市野外教育センター条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第13号）

キ 名古屋市教育センター条例施行規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第14号）

ク 名古屋市入学準備金条例施行規則（平成16年名古屋市教育委員会規則第7号）

ケ 博物館の登録に関する規則（平成27年名古屋市教育委員会規則第17号）

コ 名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号）

サ 名古屋市見晴台考古資料館条例施行規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第16号）

シ 名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）

- ス 名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号）
- セ 名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第3号）
- ソ 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）
- タ 名古屋市総合体育館条例施行規則（昭和62年名古屋市教育委員会規則第4号）
- チ 名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第7号）
- ツ 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則（昭和58年名古屋市教育委員会規則第15号）
- テ 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）
- ト 名古屋市港サッカー場条例施行規則（平成5年名古屋市教育委員会規則第10号）
- ナ 名古屋市志段味スポーツランド条例施行規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第13号）
- ニ 名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）
- ヌ 名古屋市名城庭球場条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第3号）
- ネ 名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第13号）
- ノ 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第17号）
- ハ 名古屋市学校施設使用規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第6号）
- ヒ 名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）
- フ 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第2号）

へ 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成27年名古屋市教育委員会規則第18号）

2 施行期日

令和元年7月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則をここに公布する。

令和元年6月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則

第1条 名古屋市教育委員会規則で定める様式（名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）のうち第1号様式及び名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第5号）のうち第1号様式を除く。）中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（名古屋市立特別支援学校学則の一部改正）

第2条 名古屋市立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

( )部受付番号第 号				
<p>入 学 願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 名古屋市立 養護学校長</p> <p style="text-align: center;">保護者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記の子どもを 部第 学年に入学させたいのでお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
(ふりがな) 氏 名		性 別		生年 月日 年 月 日生
住 所				
在 学 校 ( 園 ) 又 は 出 身 校 ( 園 )				
就学義務の 猶予又は免除の 有無	有 ・ 無	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">就学義務の ( 猶予 ) を ( 受けている。 )</p> <p style="text-align: center;">( 免除 ) を ( 受けたことがある。 )</p>		
訪問教育の 希望の有無	有 ・ 無			

注 1 太線の枠内に必要事項を記入してください。

2 住所の欄は、保護者と子どもの住所が同じである場合には記入する必要はありません。

3 就学義務の猶予又は免除及び訪問教育の希望の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第2号様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B4とする。

(名古屋市立幼稚園園則の一部改正)

第3条 名古屋市立幼稚園園則の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

入 園 願		年 月 日			
(宛先) 名古屋市立 幼稚園長		保護者 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号			
下記の幼児を入園させたいのでお願いします。					
記					
(ふりがな) 氏 名		性別		生 年 月 日	年 月 日生
住 所 ※ 1			入園年月日 ※ 2	年 月 日	
注 ※ 1 印の欄は、保護者と幼児の住所が同じである場合には記入する必要はありません。 ※ 2 印の欄は、年度途中で入園される場合のみ記入してください。					
きょうだい特例の対象者で、きょうだい特例を希望する場合は「有」、希望しない場合は「無」に○を付してください。 (きょうだい特例の対象者以外は、記入不要です。)					
区 分	対 象 者	特 例 の 内 容		希望の有無	
きょうだい 特 例 1	入園願を提出する時点で、兄姉がすでに3歳児または4歳児に在籍しており、次年度も引き続き在籍する場合の弟妹	抽選なしで入園できます。		有 無	
きょうだい 特 例 2	双子（三つ子以上も同様）や同学年の兄弟姉妹等	志願する幼児の人数分1人1回ずつ抽選を行い、1人でも入園決定くじを引けば、志願する幼児全員が入園できます。		有 無	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(名古屋市博物館条例施行規則の一部改正)

第4条 名古屋市博物館条例施行規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3号様式の備考中「縦10センチメートル、横15センチメートル」を「日本産業規格A4」に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館条例施行規則の一部改正)

第5条 名古屋市見晴台考古資料館条例施行規則(昭和54年名古屋市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市博物館条例施行規則（抜すい）

改 正 案		現 行	
別表第4（第23条関係）		別表第4（第23条関係）	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
複写用紙（ <u>日本産業規格</u> A4） 1枚につき	25円	複写用紙（ <u>日本工業規格</u> A4） 1枚につき	25円
複写用紙（ <u>日本産業規格</u> B4） 1枚につき	30円	複写用紙（ <u>日本工業規格</u> B4） 1枚につき	30円
（略）		（略）	

2 名古屋市見晴台考古資料館条例施行規則（抜すい）

改 正 案		現 行	
別表		別表	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
複写用紙（ <u>日本産業規格</u> A4） 1枚につき	25円	複写用紙（ <u>日本工業規格</u> A4） 1枚につき	25円
複写用紙（ <u>日本産業規格</u> B4） 1枚につき	30円	複写用紙（ <u>日本工業規格</u> B4） 1枚につき	30円